

統合小学校校名募集要項(案)

1 趣 旨

江見小学校・太海小学校と曾呂小学校の統合により誕生する「新小学校」にふさわしい校名を制定するため、名称を募集する。

2 募集期間

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日 () までとする。

3 募集条件

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

4 応募資格

鴨川市江見地区(江見・太海・曾呂)に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問わない。

5 応募の方法

- (1) 専用の応募用紙を使用し、1人につき1名称とする。
- (2) 応募は、持参、ファックス又は郵送とする。(電子メールは不可とする。)
- (3) 応募先は鴨川市教育委員会学校教育課とする。
〒299-5503 鴨川市天津1-10-4 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

6 募集の住民周知

- (1) 市の広報誌及びホームページに掲載し、広く住民周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は、学校教育課のほか、市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、各出張所及び太海、曾呂公民館に備え置く。
- (3) 江見3地区小学校の児童には学校を通じて応募用紙を配布する。

7 選考方法

選考方法は、別に定める「統合小学校校名選考要領」に定めるところによる。

8 校名の発表等

市議会での議決を経た後、すみやかに市の広報誌及びホームページに掲載する。

9 著作権等

採用作品に関する一切の権限は鴨川市教育委員会に帰属する。

10 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、募集に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校校名選考要領（案）

1 趣旨

この要領は、「統合小学校校名募集要項」により応募された名称の中から、校名を選考するため、必要な事項を定める。

2 選考基準

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

3 選考方法

- (1) 候補校名の選定は、「江見 3 地区学校施設等統合整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で行う。
- (2) 検討委員会において候補校名 1 点を選定し、教育委員会へ提言する。
- (3) 市において、提言を検討のうえ校名を決定、市議会へ関係条例の一部改正案を上程する。

4 施行及び終期

この要領は、平成 25 年 月 日から施行し、校名選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校の校名を募集します！

<応募対象> 鴨川市江見地区（江見・太海・曾呂）に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問いません。

<応募方法> 下記の応募用紙に①『住所』、②『氏名』、③『統合小学校の名称』とその理由を記載してください。

（応募は1人1点としてください。）

<応募期間> 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）（必着）

<応募先> 〒299-5503 鴨川市天津 1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

応募は、持参、ファックス又は郵送でお願いします。（電子メールは不可とします。）

（市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、最寄りの出張所又は太海、曾呂公民館へ提出いただいてもけっこうです。）

<選考方法> 「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」で選考し、候補校名1点を決定します。（応募が一番多い校名に決定する訳ではありません。）

..... キリトリ

応募用紙

【統合小学校の名称】

【理由】※記入なしでも結構です。

| | |
|------------|--|
| ふりがな（ ） | |
| | |

【応募される方】※通勤・通学の方は勤務先・学校所在地をご記入下さい。

| | | |
|----|------|--|
| 住所 | 〒 | |
| 氏名 | ふりがな | |
| | | |

※ 鴨川市教育委員会では、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な管理を行います。

※ 採用された学校の名前の著作権は鴨川市教育委員会に帰属します。

統合幼稚園・保育園園名募集要項（案）

1 趣 旨

江見地区・太海地区と曾呂地区の幼稚園及び保育園の統合により誕生する「新幼稚園及び保育園」にふさわしい園名を制定するため、名称を募集する。

2 募集期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までとする。

3 募集条件

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた園」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

4 応募資格

鴨川市江見地区（江見・太海・曾呂）に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問わない。

5 応募の方法

- (1) 専用の応募用紙を使用し、1人につき1名称とする。
- (2) 応募は、持参、ファックス又は郵送とする。（電子メールは不可とする。）
- (3) 応募先は鴨川市教育委員会学校教育課とする。
〒299-5503 鴨川市天津1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

6 募集の住民周知

- (1) 市の広報誌及びホームページに掲載し、広く住民周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は、学校教育課のほか、市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、各出張所及び太海、曾呂公民館に備え置く。

7 選考方法

選考方法は、別に定める「統合幼稚園・保育園園名選考要領」に定めるところによる。

8 園名の発表等

市議会での議決を経た後、すみやかに市の広報誌及びホームページに掲載する。

9 著作権等

採用作品に関する一切の権限は鴨川市教育委員会に帰属する。

10 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、募集に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合幼稚園・保育園園名選考要領（案）

1 趣旨

この要領は、「統合幼稚園・保育園園名募集要項」により応募された名称の中から、園名を選考するため、必要な事項を定める。

2 選考基準

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた園」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

3 選考方法

- (1) 候補園名の選定は、「江見 3 地区学校施設等統合整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で行う。
- (2) 検討委員会において候補園名 1 点を選定し、教育委員会へ提言する。
- (3) 市において、提言を検討のうえ園名を決定、市議会へ関係条例の一部改正案を上程する。

4 施行及び終期

この要領は、平成 25 年 月 日から施行し、園名選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合幼稚園・保育園の園名を募集します！

<応募対象> 鴨川市江見地区（江見・太海・曾呂）に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問いません。

<応募方法> 下記の応募用紙に①『住所』、②『氏名』、③『統合幼稚園・保育園の名称』とその理由を記載してください。

（応募は1人1点としてください。）

<応募期間> 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）（必着）

<応募先> 〒299-5503 鴨川市天津 1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 7094-0531

応募は、持参、ファックス又は郵送でお願いします。（電子メールは不可とします。）

（市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、最寄りの出張所又は太海、曾呂公民館へ提出いただいてもけっこうです。）

<選考方法> 「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」で選考し、候補園名1点を決定します。（応募が一番多い園名に決定する訳ではありません。）

..... キリトリ

応募用紙

【統合幼稚園・保育園の名称】

【理由】※記入なしでも結構です。

| | |
|------------|--|
| ふりがな（ ） | |
| | |

【応募される方】※通勤・通学の方は勤務先・学校所在地をご記入下さい。

| | | |
|----|------|--|
| 住所 | 〒 | |
| 氏名 | ふりがな | |
| | | |

※ 鴨川市教育委員会では、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な管理を行います。

※ 採用された学校等の名前の著作権は鴨川市教育委員会に帰属します。

統合小学校・幼稚園・保育園名称募集要項（案）

1 趣 旨

江見地区・太海地区と曾呂地区の小学校・幼稚園及び保育園の統合により誕生する「新小学校・幼稚園及び保育園」にふさわしい校名と園名を制定するため、名称を募集する。

2 募集期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）までとする。

3 募集条件

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校・園」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

4 応募資格

鴨川市江見地区（江見・太海・曾呂）に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問わない。

5 応募の方法

- (1) 専用の応募用紙を使用し、1人につき1名称とする。
- (2) 応募は、持参、ファックス又は郵送とする。（電子メールは不可とする。）
- (3) 応募先は鴨川市教育委員会学校教育課とする。
〒299-5503 鴨川市天津1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 04-7094-0531

6 募集の住民周知

- (1) 市の広報誌及びホームページに掲載し、広く住民周知を図るものとする。
- (2) 応募用紙は、学校教育課のほか、市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、各出張所及び太海、曾呂公民館に備え置く。
- (3) 江見3地区小学校の児童には学校を通じて応募用紙を配布する。

7 選考方法

選考方法は、別に定める「統合小学校・幼稚園・保育園名称選考要領」に定めるところによる。

8 名称の発表等

市議会での議決を経た後、すみやかに市の広報誌及びホームページに掲載する。

9 著作権等

採用作品に関する一切の権限は鴨川市教育委員会に帰属する。

10 施行及び終期

この要領は、平成25年 月 日から施行し、募集に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校・幼稚園・保育園名称選考要領（案）

1 趣旨

この要領は、「統合小学校・幼稚園・保育園名称募集要項」により応募された名称の中から、校名及び園名を選考するため、必要な事項を定める。

2 選考基準

- (1) 統合施設のコンセプトにある「豊かな自然環境と共生するとともに、学んでよかったと実感できる教育環境を備えた学校・園」にふさわしい名称であること。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ等、文字の種類は問わない。

3 選考方法

- (1) 候補名称の選定は、「江見 3 地区学校施設等統合整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で行う。
- (2) 検討委員会において候補名称 1 点を選定し、教育委員会へ提言する。
- (3) 市において、提言を検討のうえ校名及び園名を決定、市議会へ関係条例の一部改正案を上程する。

4 施行及び終期

この要領は、平成 25 年 月 日から施行し、名称選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。

統合小学校・幼稚園・保育園の名称を募集します！

- <応募対象> 鴨川市江見地区（江見・太海・曾呂）に住所を有する方及び江見地区内に通勤・通学する方で、年齢・性別は問いません。
- <応募方法> 下記の応募用紙に①『住所』、②『氏名』、③『統合小学校・幼稚園・保育園の名称』とその理由を記載してください。
(応募は1人1点としてください。)
- <応募期間> 平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 () (必着)
- <応募先> 〒299-5503 鴨川市天津 1104 鴨川市教育委員会 学校教育課
FAX番号 7094-0531
応募は、持参、ファックス又は郵送でお願いします。(電子メールは不可とします。)
(市役所本庁総合窓口、ふれあいセンター、最寄りの出張所又は太海、曾呂公民館へ提出いただいてもけっこうです。)
- <選考方法> 「江見3地区学校施設等統合整備検討委員会」で選考し、候補名称1点を決定します。(応募が一番多い名称に決定する訳ではありません。)

..... キリトリ

応募用紙

【統合小学校・幼稚園・保育園の名称】

【理由】※記入なしでも結構です。

| | |
|----------|--|
| ふりがな () | |
| | |

【応募される方】※通勤・通学の方は勤務先・学校所在地をご記入下さい。

| | | |
|----|------|--|
| 住所 | 〒 | |
| 氏名 | ふりがな | |
| | | |

※ 鴨川市教育委員会では、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な管理を行います。

※ 採用された学校等の名前の著作権は鴨川市教育委員会に帰属します。